

主 文

被告人を懲役 3 年に処する。

未決勾留日数中 180 日をその刑に算入する。

その刑の一部である懲役 4 月の執行を 3 年間猶予し、その猶予の期間中被告人を保護観察に付する。

理 由

(犯行に至る経緯)

被告人は、昭和 60 年頃から平成 27 年頃まで A と不倫関係にあり、A の生活費を援助するなどしてきた。そして、自身が離婚した令和 2 年 9 月ないし 10 月頃から A との交際を再開させ、A に好意を寄せていたが、身体表現性障害により自身の体調に異変を覚える中、うまく言葉が発せられないことを A に嘲笑されたと感じたり、A から性交渉を拒否されたりしたため、A を叩いたり車を傷つけたりするなど嫌がらせをするようになった。

(罪となるべき事実)

第 1 被告人は、令和 4 年 2 月 24 日、北海道警察本部長からストーカー行為等の規制等に関する法律 5 条 1 項の規定により、A（当時 59 歳）に対し、更に反復してつきまとい等をしてはならない旨の禁止命令を受けていたものであるが、身体表現性障害が悪化したのは A のせいであるとか、本当は A も被告人のことを愛しているのに警察官に対しては嘘を言っているなどと考え、A に対する好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、

1 同年 6 月 21 日午後 11 時 25 分頃、北海道苫小牧市 a 町 b 丁目 c 番 d 号 A 方敷地内に立ち入って押し掛け、

2 同月 22 日午前 0 時 3 分頃から同日午前 0 時 5 分頃までの間に、A 方風除室内に立ち入って A 方に押し掛けた上、A 方西側ベランダ窓ガラスを数回叩いて、在宅していた A に対し、著しく粗野又は乱暴な言動をし、

さらに、A 方の住宅ローンを支払ったのが被告人であるにもかかわらず、A が

のうのうと生活していることが許せなくなり、前記同様の目的で、

3 同月29日午前8時53分頃及び同日午前8時55分頃、2回にわたり、
A方風除室内に立ち入ってA方に押し掛け、
もって前記禁止命令に違反して、Aの身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉
が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法によ
り、つきまとい等を反復して行い、ストーカー行為をした。

第2 被告人は、前記第1のとおり、自身が住宅ローンを支払った家でAがのうの
うと生活していることが許せなくなり、せめて家だけでも燃やしてやろうと思
い立ち、Aら2名が現に住居に使用し、かつ、Bが現にいる前記A方（木造亜
鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積合計96.88平方メートル）に放火しようと
考え、同日午前8時55分頃、A方風除室において、玄関扉東側壁面に灯油を
まいた上、その付近にあった傘立ての傘を同壁面に立て掛けて、同傘に持って
いたライターで点火して火を放ち、A方を焼損しようとしたが、その頃、A方
の前を通り掛かった近隣住民が火災に気付いて消火したため、同壁面等を焦が
したほか、同風除室東側のはめ殺し窓ガラスを破損したにとどまり、その目的
を遂げなかった。

（証拠の標目）省略

（法令の適用）

罰 条

判示第1の所為 ストーカー行為等の規制等に関する法律19条1項、5
条1項1号、2条4項、1項1号、4号

判示第2の所為 刑法112条、108条

刑 種 の 選 択 判示第1の罪につき懲役刑、判示第2の罪につき有期懲
役刑を選択する。

法 律 上 の 減 軽 判示第2の罪につき刑法43条本文、68条3号

併 合 罪 の 処 理 刑法45条前段、47条本文、10条（重い判示第2の

罪の刑に刑法４７条ただし書の制限内で法定の加重をす
る。)

未決勾留日数算入 刑法２１条

刑の一部執行猶予 刑法２７条の２第１項

保護観察 刑法２７条の３第１項

訴訟費用（不負担） 刑事訴訟法１８１条１項ただし書

（量刑の理由）

放火未遂の点は、たまたま通り掛かった近隣住民が直ちに消火活動を行ったため
大事には至らなかったが、住宅密集地であり、火の付近には可燃物である発泡スチ
ロールが置かれていたことや既に窓ガラスが割れて火に外気が入る状態になってい
たことからすると、本件放火行為は、家屋内に燃え広がったり隣家等に延焼したり
する危険な犯行である。被告人は、二度にわたって灯油を購入し、一度はＡ方の外
壁に灯油をまいて放火を試み、失敗してもなお本件放火行為に及び、放火してＡ方
を離れた後も火がついているか確認しに戻ってくるなど、いわば燃やす気満々であ
り、その強固な犯意に対する非難は強い。本件の経緯は前記のとおりであるが、自
己の好意が満たされなかったことに端を発して相手方の家屋に火をつけるというの
はあまりに身勝手に悪質にすぎるから、本件放火行為との関係では同情できない。

弁護人は、被告人が身体表現性障害に罹患していたことや認知機能が低下してい
たことを酌むべきである旨主張する。しかし、鑑定結果によれば、これらの事情は
本件に直接影響しないとされている。そもそも被告人のＡに対する感情は誰もが持
ちうる感情であって、特に障害や認知機能の低下が影響したとは認められないし、
犯行当時の被告人は自分の考えに従ってきちんと動いていた。したがって、被告人
の身体表現性障害や認知機能の低下が酌むべき事情とは認められない。

検察官は、本件が重い部類に属すると主張して懲役７年の刑を求めているが、被
告人とＡとの間には３０年近くにわたりお互いにとって都合の良い関係を続けてき
た経緯があり、交際再開後のＡにも思わせぶりの言動があったことを考慮すると、

ストーカー行為の関係では被告人ばかりを非難することはできない。そして、本件放火が未遂であることを前提とした同種事案の量刑傾向をも踏まえると、本件が重い部類に属するとまではいいきれず、検察官の求刑は重すぎるといわざるを得ない。

以上から、本件は、同種事案の量刑傾向の中で比較的重い部類に位置づけられる。

そして、被告人には、認知機能が低下して思い込みが修正されにくく、相反する考えや感情に折り合いをつけることが不得手で柔軟性の乏しいパーソナリティ傾向が認められる上、この裁判でも、被告人は、Aの証言に納得できない部分があるなどと述べ、Aが自分のことを愛しているなどと言っておきながら、裁判では自分に好意がないと述べたことに疑問を感じている。このような事情に照らすと、今後も身寄りのない被告人が再びAを頼って接触しないか強く懸念されるので、被告人には、罪の重さと均衡を失しない限度で、できるだけ長くAと接触できない期間を設ける必要があり、かつ、服役が終わった後も保護観察による監督を受けさせる必要があると考える。そこで、被告人に対しては、懲役刑の全部の執行を猶予することはせず、一部短期間の執行を猶予した上で保護観察に付することとした。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑一懲役7年、弁護人の科刑意見一執行猶予付き判決)

令和5年5月30日

札幌地方裁判所刑事第2部

裁判長裁判官 井 戸 俊 一

裁判官 新 宅 孝 昭

裁判官 滝 島 秀 輝